

廃炉発官 R 8 第 9 0 号
令和 8 年 9 月 7 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき、別紙の通り、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

福島第一原子力発電所における作業者の入退域時の動線整理により混雑を回避し、作業者が円滑に入場できる環境を整備することを目的に、視察者用入退域管理施設を設置することに伴い、下記の通り変更を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編 （1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

附則

- ・視察者用入退域管理施設の設置に伴う変更
- ・配電・電路グループの組織変更完了に伴う記載削除
- ・大型廃棄物保管庫の運用開始に伴う記載削除

添付1 管理区域図

- ・視察者用入退域管理施設の設置に伴う変更

添付2 管理対象区域図

- ・視察者用入退域管理施設の設置に伴う変更

第2編 （5号炉及び6号炉に係る保安措置）

附則

- ・視察者用入退域管理施設の設置に伴う変更
- ・配電・電路グループの組織変更完了に伴う記載削除
- ・大型廃棄物保管庫の運用開始に伴う記載削除

添付1 管理区域図

- ・視察者用入退域管理施設の設置に伴う変更

添付2 管理対象区域図

- ・視察者用入退域管理施設の設置に伴う変更

以 上

別添

第 1 編

(1 号炉， 2 号炉， 3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)

附 則

附則（ ）

（施行期日）

第 1 条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

2. 添付 1（管理区域図）の全体図並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図，入退域管理棟及び視察者用入退域管理施設・装備品倉庫の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和 8 年 5 月 18 日 原規規発第 2605181 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 4 2 条の 2 の表 4 2 の 2－1 における固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については，固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。
3. 添付 1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和 8 年 3 月 23 日 原規規発第 2603231 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 3 条及び第 3 8 条の 2 については，非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和 8 年 2 月 24 日 原規規発第 2602241 号）

（施行期日）

第 1 条

3. 第 9 条，第 1 1 条，第 1 8 条，第 2 0 条，第 2 1 条，第 2 2 条，第 2 3 条，第 2 4 条，第 2 5 条，第 2 6 条，第 2 6 条の 2，第 2 7 条，第 2 8 条，第 2 9 条，第 3 0 条，第 3 1 条，第 3 2 条，第 3 3 条，第 8 1 条及び第 8 2 条については，原子力規制委員会の認可を受けた後，東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし，それ

までの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 1 2 月 8 日 原規規発第 2512082 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 1 1 月 1 8 日 原規規発第 2511183 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条及び第 4 0 条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 9 月 8 日 原規規発第 2509082 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 6 0 条及び第 6 1 条については、1 号炉原子炉建屋 5 階のエリアモニタ設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 8 月 2 0 日 原規規発第 2508201 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 6 1 条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 3 月 2 8 日 原規規発第 2503282 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 1 2 月 1 8 日 原規規発第 24121811 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第5条及び第42条の2については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成28年12月27日 原規規発第1612276号）

（施行期日）

第1条

2. 第40条の2における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。

附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号）

（施行期日）

第1条

2. 第17条第3項及び第4項の1号炉復水貯蔵タンク水については、運用開始時点から適用する。

添付 1 については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付 1 管 理 区 域 図

(第 4 6 条及び第 4 9 条関連)

添付 2 については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付 2 管 理 対 象 区 域 図

(第 4 5 条, 第 4 7 条及び第 4 8 条関連)

第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

附 則

附則（ ）

（施行期日）

第 1 条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

2. 添付 1（管理区域図）の全体図並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図，入退域管理棟及び視察者用入退域管理施設・装備品倉庫の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和 8 年 5 月 18 日 原規規発第 2605181 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 89 条の表 89-1 における固体廃棄物貯蔵庫第 11 棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については，固体廃棄物貯蔵庫第 11 棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。
3. 添付 1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 11 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 11 棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和 8 年 3 月 23 日 原規規発第 2603231 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 87 条の 2 については，非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用する。

附則（令和 8 年 2 月 24 日 原規規発第 2602241 号）

（施行期日）

第 1 条

3. 第 9 条，第 11 条，第 55 条，第 72 条，第 73 条，第 74 条，第 75 条，第 118 条，第 120 条及び第 121 条については，原子力規制委員会の認可を受けた後，東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 1 2 月 8 日 原規規発第 2512082 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 1 1 月 1 8 日 原規規発第 2511183 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 3 月 2 8 日 原規規発第 2503282 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 1 2 月 1 8 日 原規規発第 24121811 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条については、放射性物質分析・研究施設第 2 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 4 月 2 2 日 原規規発第 2404223 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 2 年 8 月 3 日 原規規発第 2008037 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付 2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退

域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

添付 1 については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付 1 管 理 区 域 図

(第 9 2 条の 2 及び第 9 3 条の 3 関連)

添付 2 については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付 2 管 理 対 象 区 域 図

(第 9 2 条, 第 9 3 条及び第 9 3 条の 2 関連)

2026年 9月 7日
東京電力ホールディングス株式会社

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請
に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

<申請書>

申請件名	視察者用入退域管理施設の整備に伴う管理対象区域の変更
申請概要	作業者の入退域処理の円滑化を目的として、視察者用の入退域管理施設を整備し、作業者と視察者の入退域動線を分離することに伴い、実管理対象区域の解除に関する申請を行う。 ・実施計画Ⅲ 第1編, 第2編 添付1 管理区域図(全体図 2/2)の変更 ・実施計画Ⅲ 第1編, 第2編 添付2 管理対象区域図(全体図)の変更, (入退管理棟)の変更, (視察者用入退域管理施設・装備品倉庫)の追加 ・実施計画Ⅲ 第1編, 第2編 附則の追加

上記の申請に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果を以下に示す。

<核セキュリティ及び保障措置への影響の有無>

確認項目		影響の有無	備考
核セキュリティへの影響	① 防護対象の追加等による影響の有無	無	防護対象の追加等はないことから影響無し。
	② 侵入防止対策に係る性能への影響の有無	有	新たな入退域管理施設の設置に伴い、立入制限区域境界が変更となるため、侵入防止対策に係る性能への影響有り。

保障措置への影響	① 設計情報質問表 (DIQ:Design Information Questionnaire) への影響の有無	無	変更手続きが必要な事項に該当しないため、影響無し。
	② 査察機器の移設又は新規設置の有無	無	既存の査察機器との干渉がないため、影響無し。
	③ サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構造物の新設の有無	有	建物の新設、建物面積の変更があるため、影響有り。
	④ 既存の査察実施方針への影響の有無	無	既存の IAEA 査察内容（施策）での対応可能。